

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 4 月 9 日（火）第2896号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の変更（学事法制課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- ふ化業者の登録（畜産課取扱い） 4

公 告

- 平成25年度調理師試験公告（健康増進課取扱い） 5
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第433号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により，簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のとおり変更した。

平成25年 4 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所	変更の内容		
試験等の名称	開示する内容			変更事項	変更前	変更後
調理師試験	総得点及び科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	保健福祉部健康増進課	開示申出をすることができる場所	保健福祉部健康増進課	保健福祉部健康増進課又は受験願書を提出した保健所

鹿児島県告示第434号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年 4 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ステーションはぐandはぐ始良	始良市加治木町反土2156番5号	医療法人玉昌会	鹿児島市堀江町5番1号	高田 昌実	平成25年4月1日	訪問介護
訪問介護ふれあい	始良市加治木町木田1394番地4	社会福祉法人公心会	霧島市隼人町小浜3070番地	後藤 博孝	平成25年4月1日	訪問介護
訪問介護すまいる	南九州市颯娃町郡854番地1	株式会社一幸	南九州市颯娃町郡854番地1	田之上幸弘	平成25年4月1日	訪問介護
訪問介護クオラウ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	松下 兼一	平成25年4月1日	訪問介護
社会福祉法人西之表市社会福祉協議会「生いきデイサービスセンター」	西之表市桜が丘7779番地94	社会福祉法人西之表市社会福祉協議会	西之表市桜が丘7779番地94	寺元 健二	平成25年4月1日	通所介護
デイサービスセンター木楽	鹿屋市寿三丁目12番26号	社会福祉法人幸伸会	肝属郡錦江町城元3724番地1	石踊紳一郎	平成25年4月1日	通所介護
特別養護老人ホーム鶴寿会たかおの	出水市高尾野町大久保600番地	社会福祉法人鶴寿会	出水市汐見町93番地	吉井 八郎	平成25年4月1日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第435号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年4月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉相談センターかけはし	枕崎市旭町29番地	NPO法人福祉相談センターかけはし	枕崎市旭町29番地	前山 聡宏	平成25年4月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所ふれあい	始良市加治木町木田1394番地4	社会福祉法人公心会	霧島市隼人町小浜3070番地	後藤 博孝	平成25年4月1日	居宅介護支援
指定居宅介護支援事業所なら	奄美市名瀬久里町10番7号	特定非営利活動法人夢・夢	奄美市名瀬久里町10番7号	奈良ひとみ	平成25年4月1日	居宅介護支援
こおり居宅介護支援事業所	南九州市颯娃町郡854番地1	株式会社一幸	南九州市颯娃町郡854番地1	田之上幸弘	平成25年4月1日	居宅介護支援
居宅介護支援センター木楽	鹿屋市寿三丁目12番26号	社会福祉法人幸伸会	肝属郡錦江町城元3724番地1	石踊紳一郎	平成25年4月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第436号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設として指定した。

平成25年4月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		指定介護老人福祉施設の開設者			指 定 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
特別養護老人ホーム鶴寿会たかおの	出水市高尾野町大久保600番地	社会福祉法人鶴寿会	出水市汐見町93番地	吉井 八郎	平成25年4月1日	介護福祉施設サービス

鹿児島県告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成25年4月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		介護老人保健施設の開設者			許 可 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
サザン・ユニットケアセンター	枕崎市緑町236番地	社会医療法人聖医会	枕崎市緑町220番地	牧角 寛郎	平成25年4月1日	介護保健施設サービス

鹿児島県告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年4月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護ステーションはぐandはぐ始良	始良市加治木町反土2156番5号	医療法人玉昌会	鹿児島市堀江町5番1号	高田 昌実	平成25年4月1日	介護予防訪問介護
訪問介護ふれあい	始良市加治木町木田1394番地4	社会福祉法人公心会	霧島市隼人町小浜3070番地	後藤 博孝	平成25年4月1日	介護予防訪問介護
訪問介護すまいる	南九州市穎娃町郡854番地1	株式会社一幸	南九州市穎娃町郡854番地1	田之上幸弘	平成25年4月1日	介護予防訪問介護
訪問介護クオラ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	松下 兼一	平成25年4月1日	介護予防訪問介護
デイサービスセンター木楽	鹿屋市寿三丁目12番26号	社会福祉法人幸伸会	肝属郡錦江町城元3724番地1	石踊紳一郎	平成25年4月1日	介護予防通所介護
特別養護老人ホーム鶴寿会たかおの	出水市高尾野町大久保600番地	社会福祉法人鶴寿会	出水市汐見町93番地	吉井 八郎	平成25年4月1日	介護予防短期入所生活介護

鹿児島県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年4月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		

まごころ内科クリニック	鹿児島市宇宿三丁目1-1カ ワイ脇田第一ビル3階	平成25年 4月1日	精神通院医療
-------------	-----------------------------	---------------	--------

鹿児島県告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年4月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ミドリ薬局堀江町店	鹿児島市堀江町7-11	平成25年 4月1日	精神通院医療
アイン薬局加世田店	南さつま市加世田唐仁原1180 番地	平成25年 4月1日	精神通院医療
有限会社吉野中央薬局玉竜店	鹿児島市上竜尾町5番18	平成25年 4月1日	精神通院医療
三井調剤薬局川西店	鹿屋市田崎町1068-4	平成25年 4月1日	精神通院医療
三井調剤薬局北田店	鹿屋市北田町6番20号	平成25年 4月1日	精神通院医療
三井調剤薬局田崎店	鹿屋市田崎町2185-5	平成25年 4月1日	精神通院医療
三井調剤薬局荒田店	鹿児島市荒田一丁目26-11	平成25年 4月1日	精神通院医療
三井調剤薬局札元二丁目店	鹿屋市札元二丁目3746-9	平成25年 4月1日	精神通院医療
三井調剤薬局内之浦店	肝属郡肝付町北方1907	平成25年 4月1日	精神通院医療
鹿児島中央福元薬局	鹿児島市中央町9番9号	平成25年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第441号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成25年4月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登 録 年 月 日	登 録 の 有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第 24の1号	平成25年 3月26日	平成28年 3月25日	有限会社竹下種鶏孵化場 鹿屋市旭原町2909番地14	有限会社竹下種鶏孵化場 鹿屋市旭原町2909番地14
鹿ふ登第 24の2号	平成25年 3月27日	平成28年 3月26日	株式会社イシイ鹿児島支 店 南さつま市大浦町20958番 地	株式会社イシイ鹿児島支 店 南さつま市大浦町20958番 地 株式会社イシイ鹿児島支 店川辺工場 南九州市川辺町下山田 3432番地1
鹿ふ登第 24の3号	平成25年 3月27日	平成28年 3月26日	鹿児島くみあいチキンフ ーズ株式会社	鹿児島くみあいチキンフ ーズ株式会社加治木ふ化

		鹿児島市鴨池新町15番地	場 始良市加治木町小山田 4900番地
--	--	--------------	---------------------------

公 告

平成25年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成25年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成25年 4 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験期日

平成25年 8 月 20 日（火）午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで（正午までに試験場に入場すること。）

2 試験場

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。

- (1) 食文化概論
- (2) 衛生法規
- (3) 公衆衛生学
- (4) 栄養学
- (5) 食品学
- (6) 食品衛生学
- (7) 調理理論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者で、次に掲げる施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業、同条第14号に掲げる魚介類販売業又は同条第32号に掲げるそうざい製造業

5 受験手数料

6,200円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業証書の写し等）

ウ 調理業務従事証明書

エ 戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）。ただし、ア、イ及びウに記載された氏名が同じである場合は、必要ない。

オ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名を記載したもの）

カ 受験手数料（6,200円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する保健所（鹿児島市又は県外に居住する受験希望者にあつては、鹿児島県保健福祉部健康増進課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-

8577))に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「調理師試験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

平成25年6月3日（月）から同月7日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成25年6月7日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書及び調理業務従事証明書の用紙の交付

受験願書及び調理業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部健康増進課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成25年9月25日（水）午前10時に鹿児島県保健福祉部健康増進課、県の各保健所及び県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者には郵送により合格通知書を交付する。

11 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部健康増進課（電話099-286-2717）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(3) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県保健福祉部健康増進課又は受験願書を提出した保健所とする。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年4月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩川内市尾白江町字中塚3887番1, 3888番2, 3889番1, 3890番1, 3890番2, 3891番, 3892番1の一部及び3887番1地先水路の一部並びに都町字中塚7589番, 7593番1の一部, 7593番3の一部及び7593番5

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブーンイレブン・ジャパン
代表取締役 井阪隆一

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項

の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年4月9日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRゴレンジャーDTX	タイヨーエレクトリック株式会社	3P0077
ぱちんこ遊技機	CR米米CLUB大収穫祭KSX	タイヨーエレクトリック株式会社	3P0105
ぱちんこ遊技機	CRマジカペEX	株式会社ジェイビー	3P0082
ぱちんこ遊技機	CRマジカペDS	株式会社ジェイビー	3P0117
ぱちんこ遊技機	CRマジカペJX	株式会社ジェイビー	3P0119
ぱちんこ遊技機	CR大シャカRUSH7KC	マルホン工業株式会社	3P0104
ぱちんこ遊技機	CR NINJA BLADE LMX	マルホン工業株式会社	3P0120
ぱちんこ遊技機	CR大シャカRUSH7KCL	マルホン工業株式会社	3P0137
ぱちんこ遊技機	CR大シャカRUSH7G	マルホン工業株式会社	3P0147
ぱちんこ遊技機	CR神獣王ETV	サミー株式会社	3P0121
回胴式遊技機	キャプテンパルサー2F	山佐株式会社	2S1144